

職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令の一部を改正する省令(概要)

平成28年4月に国家資格となったキャリアコンサルタントについては、社会環境の変化や労働政策上の要請等を背景とした、期待される社会的役割の拡大に対して、これを確実、かつ、幅広く担うために必要な知識・技能を、その能力要件に反映すべき。「キャリアコンサルタント登録制度等に関する検討会」において、専門的・技術的見地から検討し取りまとめた能力要件の見直しに係る提言も踏まえ、養成・更新講習の科目等を改正し、併せて、職業能力開発推進者の選任方法について定めるもの。

1. キャリアコンサルタントの能力要件を反映した養成講習等の科目等の見直し (職業能力開発促進法施行規則等の一部改正)

(1) 養成講習の科目等の見直し(職業能力開発促進法施行規則の改正)

- ① 養成講習の全体時間数を140時間から150時間に拡充する(うち演習時間は60時間から70時間に拡充)。
- ② セルフ・キャリアドック等の企業におけるキャリア支援、リカレント教育等による個人の生涯にわたる主体的な学び直しの促進、職業生涯の長期化、仕事と治療、子育て・介護と仕事の両立支援等キャリア形成上の重要課題に対応するため、講習の範囲を変更するとともに、対応する講義時間数を拡充する。
- ③ 科目間に内容の重複等がある部分について整理・統合を行う。

(2) 更新講習の科目の見直し(職業能力開発促進法施行規則第48条の17第1項第1号及び第2号に規定する講習の指定に関する省令の改正)

- 上記(1)②に併せ、更新講習(知識講習)の科目を変更する。

2. 職業能力開発推進者の選任方法の見直し(職業能力開発促進法施行規則の一部改正)

職業能力開発推進者の選任方法(職業能力開発促進法施行規則の一部改正)

上記1のキャリアコンサルタントの能力要件の見直し等を踏まえ、職業能力開発推進者を「キャリアコンサルタント等の職業能力開発推進者の業務を担当するための必要な能力を有する者」から選任するものとする。

【施行期日】平成32年4月1日(ただし、2. は平成31年4月1日)

キャリアコンサルタントの能力要件の見直し概要

- キャリアコンサルタントの能力要件は、キャリアコンサルタント試験の受験要件である養成講習の科目・範囲・時間数（職業能力開発法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の3の2）で整理。
- 今般、キャリアコンサルタント登録制度の施行状況、社会環境や産業構造・労働構造の変化や労働政策上のキャリア支援の重要度の高まりを踏まえ、職業生涯にわたる職業生活設計に関わる支援など、期待される役割をより確実、かつ、幅広く担うために必要な知識及び技能を反映するための見直し。

（見直しの主な内容）

全体像 ○養成講習の全体時間数：140時間→150時間（うち演習時間：60時間→70時間）

拡充強化

○セルフ・キャリアドック等の企業におけるキャリア支援の実施に関する知識・技能

○リカレント教育等による個人の生涯にわたる主体的な学び直しの促進に関する知識・技能

○職業生涯の長期化、仕事と治療、子育て・介護と仕事の両立等の課題に対する支援に関する知識・技能

○クライアントや相談場面の多様化への対応に関する知識・技能

合理化

○科目間の重複の整理・統合

○更新講習(知識講習)についても、拡充強化を科目に反映(上記枠囲み部分)。

（その他）

○施行日現在の養成講習既修者、更新講習既修者については、受験・更新資格は有効。

「キャリアコンサルタントの能力要件見直し」の検討の背景

キャリアコンサルタント登録制度の創設・運営（平成28年4月～）

- キャリア支援及びこれを担う専門人材育成の必要性の一層の高まり等を背景に、労働者の職業選択、職業生活設計、職業能力開発・向上に関する相談・助言・指導（＝キャリアコンサルティング）を行う専門家として、キャリアコンサルタントを名称独占資格として位置づけ（職業能力開発促進法の改正）。
- 平成30年4月末までに、約3万5千人が、キャリアコンサルタントとして登録。

キャリアコンサルタントが担うべき役割の拡大

キャリア形成に関わる社会環境変化、労働政策上の要請等の下、キャリアコンサルタントの役割は、以下のように拡大。

- 非正規の若者、子育て女性、シニア等、また仕事と治療の両立等のキャリア形成上の具体的な課題解決への貢献
- 職業生活設計に即した学び直しへの結びつけ、キャリア形成上の活用支援
- 企業内での効果的なキャリア支援の仕組み（セルフ・キャリアドック等）整備、担い手としての役割発揮

キャリアコンサルタントの能力要件の見直し、登録制度への反映

「より役に立つキャリアコンサルタント」の量質両面での養成・活躍促進が必要。
→厚生労働省「キャリアコンサルタント登録制度検討会」（座長：桐村晋次 日本産業力コンサルティング学会顧問）において、具体的な能力要件のあり方等について、専門的・技術的見地から検討を行い、報告書として取りまとめ（平成30年3月26日）。

養成講習・更新講習カリキュラムの拡充
(省令改正)

国家資格試験科目等の改訂への反映

労働政策上の課題

- 一億総活躍プラン（平成28年6月）：無業の若者の切れ目ない自立支援、非正規の若者、子育て女性のキャリアアップ支援、等
- 働き方改革実現計画（平成29年3月）：治療と仕事の両立支援、仕事と子育て・介護等の両立支援、子育て女性のリカレント教育等を通じたキャリアアップ支援、就職氷河期・若者の就職支援、成熟産業から成長産業への円滑な転職支援、高度IT人材の育成 等
- 人生100年時代構想の議論（平成29年9月～）：シニアを含む生涯にわたる学び直し支援とキャリアへの結びつけ

職業能力開発促進法施行規則 別表第十一の三の二

科目	範囲	講義	演習	合計
キャリア コンサル ティング の社会的 意義	二 社会及び経済の動向並びにキャリア形成支援の必要性の理解	3	0	10
	二 キャリアコンサルティングの役割の理解	3		
	三 キャリアコンサルタントの活動	4	0	
キャリア コンサル ティング を行うた めに必要 な知識	一 キャリアに関する理論	3	0	30
	二 カウンセリングに関する理論	3	0	
	三 自己理解の知識	2	0	
	四 仕事の知識	2	0	
	五 職業能力の開発の知識	3	0	
	六 人事管理及び労務管理の知識	3	0	
	七 労働市場の知識	2	0	
	八 労働関係法令及び社会保障制度の知識	2	0	
	九 学校教育制度及びキャリア教育の知識	2	0	
	十 メンタルヘルスの知識	4	0	
	十一 ライフステージ及び発達課題の知識	2	0	
	十二 人生の転機の知識	1	0	
	十三 個人の特性の知識	1	0	
キャリアコ ンサルティ ングを行う ために必要 な技能	一 基本的な技能 1 カウンセリングの技能 2 グループアプローチの技能 3 キャリアシート（法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等 記録書を含む。）の作成指導及び活用の技能 4 相談過程全体の進行の管理に関する技能	9		70
	二 相談過程において必要な技能 1 相談場面の設定 2 自己理解の支援 3 仕事の理解の支援 4 自己啓発の支援 5 意思決定の支援 6 方策の実行の支援 7 新たな仕事への適応の支援 8 相談過程の総括	8	53	
キャリアコ ンサルタント の倫理と 行動	一 キャリア形成及びキャリアコンサルティングに関する教育並び に普及活動	2		20
	二 環境への働きかけの認識及び実践	2		
	三 ネットワークの認識及び実践 1 ネットワークの重要性の認識 2 ネットワークの形成 3 専門機関への紹介 4 キャリアコンサルティングと異なる分野の専門家への照会	3	7	
	四 自己研鑽及びキャリアコンサルティングに関する指導を受ける 必要性の認識	3		
	五 キャリアコンサルタントとしての姿勢	3		
	その他	一 その他キャリアコンサルティングに関する科目		
合計				140

※ 下線は改正により変更のある点。

改正後

職業能力開発促進法施行規則 別表第十一の三の二

科目	範囲	講義	演習	合計		
キャリアコンサルティングの社会的意義	一 <u>社会及び経済の動向並びにキャリア形成支援の必要性の理解</u>	2	0	2		
	二 <u>キャリアコンサルティングの役割の理解</u>					
キャリアコンサルティングを行うために必要な知識	一 キャリアに関する理論	3	0	35		
	二 カウンセリングに関する理論	3	0			
	三 職業能力の開発（リカレント教育を含む。）の知識	5	0			
	四 企業におけるキャリア形成支援の知識	5	0			
	五 労働市場の知識	2	0			
	六 <u>労働政策及び労働関係法令並びに社会保障制度の知識</u>	4	0			
	七 学校教育制度及びキャリア教育の知識	2	0			
	八 メンタルヘルスの知識	4	0			
	九 <u>中高年齢期を展望するライフステージ及び発達課題の知識</u>	4	0			
	十 人生の転機の知識	1	0			
	十一 <u>個人の多様な特性の知識</u>	2	0			
キャリアコンサルティングを行うために必要な技能	一 基本的な技能 1 カウンセリングの技能 2 グループアプローチの技能 3 <u>キャリアシート（法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書を含む。）の作成指導及び活用の技能</u> 4 相談過程全体の進行の管理に関する技能	6		76		
	二 相談過程において必要な技能 1 相談場面の設定 2 自己理解の支援 3 仕事の理解の支援 4 自己啓発の支援 5 意思決定の支援 6 方策の実行の支援 7 新たな仕事への適応の支援 8 相談過程の総括	10	60			
	一 キャリア形成及びキャリアコンサルティングに関する教育並びに普及活動	2			27	
	二 環境への働きかけの認識及び実践	3				
	三 ネットワークの認識及び実践 1 ネットワークの重要性の認識及び形成 2 <u>専門機関への紹介及び専門家への照会</u>	4	10			
	四 自己研鑽及びキャリアコンサルティングに関する指導を受ける必要性の認識	3				
	五 <u>キャリアコンサルタントとしての倫理と姿勢</u>	5				
	その他	一 その他キャリアコンサルティングに関する科目				10
	合計					150

※ 下線は改正により変更のある点。

職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令 別表

更新講習の区分	科目
一 知識講習	<ul style="list-style-type: none"> 一 職業能力の開発の知識 二 <u>人事管理及び労務管理</u>の知識 三 労働市場の知識 四 労働関係法令及び社会保障制度の知識 五 学校教育制度及びキャリア教育の知識 六 メンタルヘルスの知識 七 <u>その他前各号の内容に準じてキャリアコンサルティングを適正に実施するために維持を図ることが必要な知識</u>
二 技能講習	<ul style="list-style-type: none"> 一 キャリアコンサルティングに関する基本的な技能 <ul style="list-style-type: none"> 1 カウンセリングの技能 2 グループアプローチの技能 3 キャリアシート（職業能力開発促進法第15条の4第1項に規定する職務経歴等記録書を含む。）の作成指導及び活用の技能 4 相談過程全体の進行の管理に関する技能 二 相談過程において必要な技能 <ul style="list-style-type: none"> 1 相談場面の設定 2 自己理解の支援 3 仕事の理解の支援 4 自己啓発の支援 5 意思決定の支援 6 方策の実行の支援 7 新たな仕事への適応の支援 8 相談過程の総括

※ 下線は改正により変更のある点。

改正後

職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令 別表

更新講習の区分	科目
一 知識講習	<ul style="list-style-type: none"> 一 職業能力の開発（リカレント教育を含む。）の知識 二 企業におけるキャリア形成支援の知識 三 労働市場の知識 四 労働政策及び労働関係法令並びに社会保障制度の知識 五 学校教育制度及びキャリア教育の知識 六 メンタルヘルスの知識 七 中高年齢期を展望するライフステージ及び発達課題の知識 八 個人の多様な特性の知識 九 <u>その他前各号の内容に準じてキャリアコンサルティングを適正に実施するために維持を図ることが必要な知識</u>
二 技能講習	<ul style="list-style-type: none"> 一 キャリアコンサルティングに関する基本的な技能 <ul style="list-style-type: none"> 1 カウンセリングの技能 2 グループアプローチの技能 3 キャリアシート（職業能力開発促進法第 15 条の 4 第 1 項に規定する職務経歴等記録書を含む。）の作成指導及び活用の技能 4 相談過程全体の進行の管理に関する技能 二 相談過程において必要な技能 <ul style="list-style-type: none"> 1 相談場面の設定 2 自己理解の支援 3 仕事の理解の支援 4 自己啓発の支援 5 意思決定の支援 6 方策の実行の支援 7 新たな仕事への適応の支援 8 相談過程の総括

※ 下線は改正により変更のある点。